

「大気汚染防止法施行規則及び水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令案の概要」の概要

1．大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省、通商産業省令第1号）の改正に関する概要

- (1) 都道府県知事が行う常時監視とその結果の公表について（放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第60号。以下「整備法」という。）により改正された大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）（以下「改正大気汚染防止法」という。）第22条第1項、第2項及び第24条第1項関係）

都道府県知事が行う大気汚染の常時監視について、「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大177・環管自75。最終改正平成25年8月30日。）」（参考資料2、3）に従い、定めるものとする。

また、測定結果の公表については、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- (2) 環境大臣が行う常時監視とその結果の公表について（改正大気汚染防止法第22条第3項及び第24条第2項関係）

掲載資料1の報告書（素案）の内容に従い、関係規定を定めるものとする。

2．水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府、通商産業省令第2号）の改正に関する概要

- (1) 都道府県知事が行う常時監視とその結果の公表について（整備法により改正された水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第15条第1項、第2項及び第17条第1項関係）

都道府県知事が行う公共用水域及び地下水の水質の汚濁の常時監視について、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について（平成13年5月31日環水企第92号。最終改正平成25年3月27日。）」（参考資料4）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号。最終改正平成24年5月23日。）」（参考資料5）に従い、定めるものとする。

また、測定結果の公表については、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- (2) 環境大臣が行う常時監視とその結果の公表について（改正水質汚濁防止法第15条第3項及び第17条第2項関係）

掲載資料1の報告書（素案）の内容を踏まえ、関係規定を定めるものとする。

る。

3 . 当該省令案の公布時期

平成 25 年 12 月（整備法の施行と同時に施行）